

南大隅町旅行商品造成支援事業実施要綱

(目的)

第1条 南大隅町への送客を目的とした旅行エージェント等が造成する旅行商品のうち、助成要件に含まれる旅程を計画し、本町の観光PR効果及び集客力が高いと認められる旅行商品に対して奨励金を支給することとし、本町への観光客誘致を促進する。

(対象)

第2条 旅行業の登録のある旅行エージェント

(要件)

第3条 旅行商品内容が下記の要件のどちらかに該当し、かつ、企画内容が下記の要件のいずれか2つ以上に該当しているものについて奨励金を支給する。

・旅行商品内容

ア：南大隅町内に1泊以上宿泊する募集型企画旅行商品

イ：南大隅町内日帰り、かつ、南大隅町内で昼食をとる募集型企画旅行商品（昼食は南大隅町内事業者の弁当でも可とする）

・企画内容

ア：「南大隅町⇄指宿市間の旅客船」を利用し、南隅町内及びその周辺地域をコースに取り込んだもの。

イ：佐多岬コンシェルジュを利用し、地域と密着した素材を取り込んだもの。

ウ：南大隅町内の交通事業者を利用したもの。

エ：南大隅町内の観光施設を取り込んだもの。

オ：南大隅町内の体験メニューを取り込んだもの。

カ：南大隅町内の観光素材を取り込んだもの。

(受付期間及び対象催行期間)

第4条 申請書受付期間：当該年度の4月1日～

奨励金支給対象とする催行期間：当該年度の4月1日～3月31日の間に催行されるもの。但し、年度を跨ぐ場合は催行日を基準とする。

※予算の範囲内で執行するため、申し込み順で受け付ける。

(奨励金交付条件)

第5条 旅行商品造成支援事業申請に伴い作成する旅行商品パンフレット等のPR販促物には、原則として「南大隅佐多岬最先端」のロゴマークを掲載すること。

(奨励金額及び奨励金限度額)

第6条 金額は採択された1旅行商品について送客実績に応じて次表により算定する。また1旅行商品当たり30万円を限度額とする。※送客実績には添乗員は含まれないこととする。

また、旅行商品の企画内容等が、次表による金額算定になじまない場合は、その都度、個別に金額を定めるものとする。

要件	基本額 (円)	基本額の 範囲 (送客人 数)	南大隅町⇄指 宿市間の旅客 船の利用有無		基本額の範囲を超える 場合 ※人数=基本額の範囲 を超えた人数
宿泊 付	100,000	10名以上 20名以下	有	30,000	20名を超える場合
			無	0	基本額+人数×1,000 円
日帰 り	30,000		有	30,000	20名を超える場合
			無	0	基本額+人数×500円

(事務取扱手順)

第7条

(1) 協議

申請者は募集販売開始の7日前までに交付協議書(様式1)に関係書類を添えて南大隅町役場商工観光課(以下「商工観光課」という。)へ提出する。但し、4月1日~4月14日の間に催行を設定している場合は4月1日付けの申請とする。

関係書類: 企画書(様式は問いません。)及び「南大隅佐多岬最先端」の
ロゴマーク掲載のパンフレット等

(2) 交付内定

商工観光課は協議書を審査し、奨励金支給の可否の決定を行い、その旨を申請者に奨励金交付内定通知書(様式2-1)または、奨励金不採択通知書(様式2-2)で通知するものとする。

(3) 変更協議書

申請書は当初協議した協議書に変更が生じた場合は速やかに変更協議書（様式 3）を商工観光課へ提出する。

(4) 変更内定

商工観光課は変更協議書を審査し、奨励金支給の可否の内定を行い、その旨の申請者に奨励金変更交付内定通知書（様式 4）で通知するものとする。

(5) 申請（終了報告）

内定を受けた申請者は、必ず旅行商品の全催行終了日 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日に奨励金交付申請（様式 5）に
関係書類を添えて提出すること。

また、不催行申請（様式 6）を提出すること。

関係書類：参加者名簿（名簿を提出できない場合は送客証明書）や送客実績集計表など実績を確認できる書類に貴社の証明印を押印したもの及び旅行商品パンフレット等の各種 P R 販促物現物（新聞広告等のコピーを含む）、アンケート等

(6) 奨励金の決定

商工観光課は申請書（終了報告書等）の内容を審査後助成決定の可否を判断し奨励金決定通知書（様式 7）を通知するものとする。

(7) 奨励金の支払い

奨励金決定通知書を通知後、申請者は請求書（様式 8）を商工観光課に提出する。その後、奨励金の支払いを行うものとする。

提出・問い合わせ先

事務局：南大隅町役場 商工観光課

〒893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 226 番地

TEL：0994-24-3115 FAX：0994-24-3119

附則

（施行期日）

平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則

（施行期日）

令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

（施行期日）

令和 2 年 6 月 9 日から適用する。

附則

(施行期日)

令和 3 年 4 月 1 日から適用する。